

社会教育委員関係法令・条例・規約

社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）〈抜粋〉

第3章 社会教育関係団体

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（略）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（略）の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○松江市社会教育委員条例

平成17年3月31日

松江市条例第139号

改正 平成25年12月20日条例第62号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、松江市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の委嘱の基準及び定数)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、松江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

2 委員の定数は、30人以内とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも、これを解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第62号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

松江市社会教育委員協議会規約

(名称及び目的)

第1条 松江市社会教育委員条例（松江市条例第139号）に基づき設置される松江市社会教育委員（以下「委員」という。）の会務を行うため、松江市社会教育委員協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は委員をもって構成する。

2 協議会の事務を行うため、松江市教育委員会生涯学習課に事務局を置く。

(事業)

第3条 協議会は、委員の相互連絡協調を図り、概ね次の事業を行う。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定に基づく社会教育委員の職務に関すること
- (2) 社会教育に関する研修、研究調査、情報交換、啓発に関すること
- (3) その他社会教育の振興又は発展のために必要と認めたこと

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長 協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 役員を選任は委員の互選とし、任期は委員の任期に準ずる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、総会及び臨時総会とする。

2 総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じて、会長が招集し、協議会の運営及び事業に関することについて審議する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議により別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年10月16日から施行する。

松江地区社会教育委員連絡協議会規約

第1条 本会は松江地区社会教育委員連絡協議会（以下「会」という。）と称し、事務局を会長の定めるところに置く。

第2条 本会は松江市と安来市の社会教育委員（以下「松江地区社会教育委員」という。）及び松江教育事務所並びに市担当者をもって組織する。

第3条 本会は松江地区社会教育委員の相互連絡協調をはかり、おおむね次の事業を行う。

- (1) 社会教育委員としての研修に関すること
- (2) 社会教育に関する各種の研究調査及び資料並びに情報の交換
- (3) 社会教育振興のための世論の喚起
- (4) 社会教育に関する講演会等の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認めたこと

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名
- (4) 理 事 9名
- (5) 幹 事 若干名

第5条 役員を選任方法を次のように定める。

- (1) 会長、副会長は、理事会において互選する。
- (2) 理事は、各市社会教育委員の会において、松江市6名、安来市3名を選出する。
- (3) 監事は、会長が委嘱する。
- (4) 幹事は、会長選出市が担う。

2 役員任期は2か年とし、補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第6条 本会の役員の仕事は、次のように定める。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理をする。
- (3) 監事は、会計の監査をする。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会の運営の重要な事項の審議にあたり、執行する。
- (5) 幹事は、会務を掌理する。

第7条 理事会は、会長が招集し、年1回以上開催し、次の事項を付議する。

- (1) 予算審議及び決算の承認
- (2) 役員を選出
- (3) 規約の改廃
- (4) その他必要な事項

第8条 総会は会長が招集し、年1回以上開くものとし、会務状況を報告する。

第9条 本会の経費は、会費並びに補助金・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
ただし、松江教育事務所、市担当者からは会費は徴収しない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この規約は、平成23年10月5日から施行する。
- 2 設立の日以降最初に選任される役員の任期は、第5条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 3 平成23年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から翌年3月31日までとする。